

## デジタル敗戦からの復興に向けて

### ～デジタル改革関連法案閣議決定～

ヘルスケア・デジタル研究部 研究員 松川 雄一郎

#### 1. デジタル改革関連法案策定の背景

2月9日、日本社会におけるデジタル活用の推進を企図したデジタル改革関連法案が閣議決定された。今回の通常国会に提出され、早期の成立がめざされている。

昨年12月に閣議決定された『デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針』をみると、デジタル改革関連法案策定の背景には、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下、IT基本法）改正の必要性と、新型コロナウイルス感染拡大によって明らかとなった日本社会におけるデジタル活用の後進性がある。

IT基本法は、その内容が時代遅れで改正が必要との見方が強い。同法が制定されたのは2000年（施行は2001年）であり、今から20年も前である。当時は、一般家庭へのインターネット普及が進み始めていたとはいえ、インターネットを日常的に使用する家庭はまだ少数派であった<sup>(注1)</sup>。このような時期に作られた法律が、現在のように、誰もがインターネットを使い、手軽に情報を集め、ものを売買する社会に対応できるとは考えにくい。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって明らかとなったのは、諸外国と比較した日本社会のデジタル活用の後進性である。海外ではデジタル技術を活用してコロナ対応を効果的に行なっているというニュースが入ってくる一方で、国内では、マスク不足が発生したり、経済対策として実施された特別定額給付金の支給が遅れたり、デジタル技術の有効活用で解決しうる多くの問題が発生した。こうしたコロナ対応の巧拙が、デジタル活用における日本社会の後進性を人々に強く印象づけ、「デジタル敗戦」という言葉を産み、政策的にデジタル活用を強力に推進することの必要性が認識された。

社会の変化に対応できなくなった既存の法律を刷新し、さらに日本社会におけるデジタル活用の遅れを挽回しようというのが、デジタル改革関連法案策定の背景である。

（注1）総務省「通信利用動向調査」によれば、2000年時点の日本におけるインターネットの世帯普及率は34.0%。2019年には89.8%の人がインターネットを利用している。

#### 2. デジタル改革関連法案のポイント

デジタル改革関連法案は、デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案、の6法案で構成される（各法案の概要は図表1を参照）。

図表 1 各法案の概要

法案	概要	期待される成果
デジタル社会形成基本法案	○デジタル社会形成に関する基本理念、施策策定に係る基本方針、国等の役割、デジタル庁設置、重点計画の策定について規定	○デジタル社会形成に向けた基本的枠組みの提示
デジタル庁設置法案	○デジタル社会形成に向けた強力な司令塔機能を担う組織を設置	○縦割り行政の打破
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案	○関係法律の改正等の対応（以下抜粋） ・マイナンバーカードの発行、運営体制の強化（マイナンバー法等改正）	○マイナンバーカードの利便性向上 ○手続き負担の軽減 ○官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案	○希望者はマイナポータル等から口座登録が可能に ○登録口座を通して公金給付を受けることが可能に	○申請手続きの簡素化 ○給付の迅速化
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案	○本人同意のうえマイナポータル等から一度に複数の預貯金口座へマイナンバーを紐づける仕組みを創設 ○相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設	○手続き負担の軽減
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案	○地方公共団体の基幹系情報システムについて国が基準を策定し、それに適合したシステムの利用を推進	○地方公共団体の行政運営の効率化 ○住民の利便性向上

出所：政府資料等より当研究所作成

デジタル改革関連法案の大きなポイントは、デジタル庁の設置とマイナンバー活用促進である。

デジタル庁の設置は、デジタル活用推進を妨げている行政の縦割りを打破するものとして期待されている。デジタル庁は、内閣直属でデジタル活用推進の司令塔となり、デジタル政策の企画立案・総合調整、国の情報システムの統括・監理を担い、重要なシステムは自ら構築する。縦割り打破に向けて、デジタル大臣への勧告権付与、また、霞が関の論理に縛られない民間人材の積極登用といった点が注目される。

マイナンバーの活用促進に向けては、その有用性向上に向けた施策が実施される。デジタル改革関連法案では、希望者はマイナポータルを通して口座を登録し、緊急時の給付金などの公金給付を受け取るのに利用できるようにしている。これは、特別定額給付金の申請手続きに煩わしさを感じた人にとっては朗報だろう。他にも、本人の同意を前提として、一度に複数の預貯金口座にマイナンバーを紐づけ、相続時や災害時に預貯金口座の所在を確認しやすくする仕組みが創設される。

### 3. 今後の課題

デジタル改革関連法が成立・施行されれば、デジタル活用による日本社会の発展に向けたスタートが切られたということになるだろう。菅政権の目玉政策でもあり、国民からの期待も大きいはずだ。しかし、課題は残っている。

デジタル庁設置にあたって注目される勧告権と民間人材の登用であるが、現時点では、縦割り打破の切り札とは言いがたい。そもそも、これらは特に新しい取組みではない。これまでデジタル政策の司令塔を担ってきた高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、IT総合戦略本部）にも勧告権が付与されているし、民間人材の登用も進められてきた。

IT総合戦略本部では本部長（内閣総理大臣が務める）が勧告権をもつことが、IT基本法で規定されている。すなわち、デジタル庁を設けなかったとしても、従来の枠組みのなかでIT総合戦略本部が勧告権を背景として強い司令塔機能を発揮することは、法律上は可能であった。

そうすると、問題は必要ときに発動できるかである。一般的に勧告権はめったに発動されるものではなく、IT総合戦略本部においても発動されたことはない。デジタル庁となっても、そう簡単に発動できるものではないだろう。しかし、デジタル庁への勧告権付与が意味をなすか否かは、いざというときに発動できるかどうかにか

かかっている。

民間人材の登用についても、IT総合戦略本部においては、本部長の委任を受けた内閣情報通信政策監（以下、政府CIO）が実務のトップとして職務にあたってきたが、初代政府CIOの遠藤氏も現職の三輪氏も民間出身であるし、政府CIO補佐官にも数多くの民間人が就いてきた。デジタル庁では、総員約500名のうち100名以上を民間から採用するとされ、規模は確かに大きい。しかし、残りの400名を占める他省庁からの出向者が縄張り争いをするのであれば、縦割りは解消されない。

単に勧告権があるとか民間人材を登用するというだけならば、デジタル庁となっても状況は変わらず、デジタル庁は実効性をもたない「象徴」にとどまる。

マイナンバーについても道のりは険しい。マイナンバー活用の基盤となるマイナンバーカードの普及が進まないからだ。総務省の発表によれば、その普及率は2月1日時点で25.2%にとどまっている。政府は、マイナンバーカード普及に向けてマイナポイント事業を昨年9月から展開しているが、登録したキャッシュレス決済サービスを利用すると最大5,000円分のポイントを付与されるという破格のインセンティブがあるにもかかわらず、なかなか社会に浸透しない。こうしてみると、デジタル改革関連法案に述べられているようなマイナンバー有用性向上の施策が実現したとしても、マイナンバーカード普及の後押しとしては弱いように思われる。単にインセンティブを付与し、利便性を高めるだけでなく、交付申請やカード受け取りの方法などについても対策を検討する必要があるだろう。

以上のような課題はあるものの、デジタル改革推進のための組織や法律の整備は、間違いなくデジタル敗戦からの復興の第一歩となる。デジタル改革関連法が今国会で成立した場合、施行は今年9月1日の予定である。つまり、デジタル改革が本格始動するのは約半年後ということになる。先日、デジタル庁設置に向けた民間人材の募集に数多くの応募があったことがニュースになるなど、すでに準備は始まっている。9月にスタートダッシュを決められるかどうかはこの約半年間の取組みにかかっている。万全な準備を期待したい。

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●照会先● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411